

あすか



安全認定

有効期限2020年末

安全性優良事業所

国土交通省/全日本トラック協会

公益社団法人 **奈良県トラック協会**
奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町981番地の6 TEL.0743-23-1200(代)
総務課 / FAX.0743-23-1212 業務・適正化事業課 / FAX.0743-56-2228

<http://narata.or.jp>

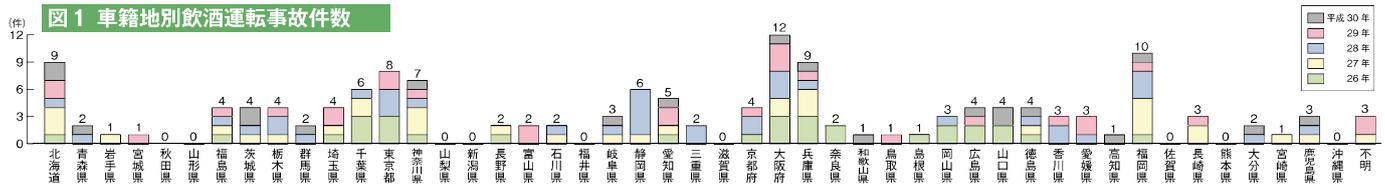


飲酒運転の根絶に向けて!!

 JTA 公益社団法人
全日本トラック協会

『飲酒運転防止対策マニュアル』活用を

図1 車籍地別飲酒運転事故件数



近年の飲酒運転事故件数

事業用トラックにおける飲酒運転事故件数(図1)は、平成24年までは減少傾向にありましたが、近年再び増加しており、平成28年には37件の事故が発生、過去9年間で最悪の結果でした。

平成30年は、各種交通事故防止対策などが功を奏し過去最小となりましたが、飲酒運転(酒酔い運転及び酒気帯び運転)の件数はいまだ減少傾向になく、「プラン2020」の目標である「飲酒運転ゼロ」にはほど遠い状況です。

事業用トラック運転者による飲酒運転は反社会的行為であり、トラック運送業界の社会的信頼性を著しく失墜させるばかりでなく、これまで築き上げてきた、荷主はもとより社会全体からの信頼関係をも根底から崩壊させかねない悪質な行為です。

トラック運送業界が一丸となって飲酒運転根絶に向け取り組むことが最重要課題です。

図1 事業用トラック飲酒運転及び事故件数の推移

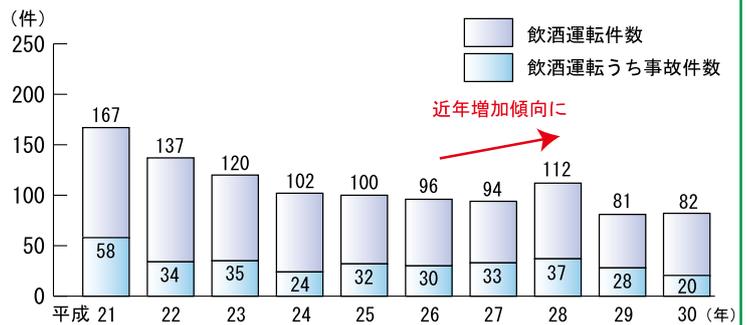


図2 事業用トラック人身事故及び死者数の推移

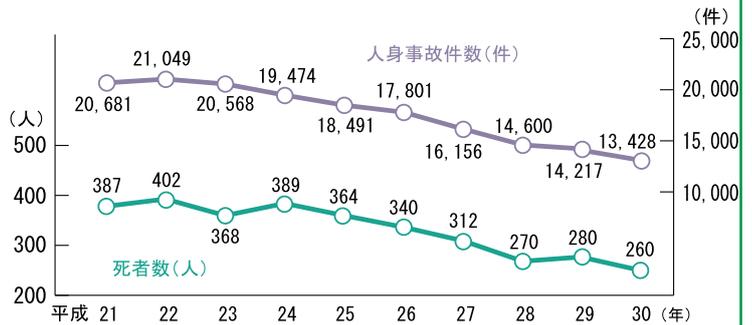


図1、2の出典：警察庁「交通事故統計」および(公財)交通事故総合分析センター「交通統計」

飲酒運転防止対策事例

トラック運送事業者が実施している飲酒運転防止対策の主なものをあげてみると、次のようになります。

- ・ 管理者によるパトロール指導の実施(休憩地点や中継地点において服務状況を確認)
- ・ 運転室内の点検(運転室内の点検では、室内の整理整頓も含めて、酒類の缶やビンがないかどうかをチェック)
- ・ ドライバー研修会等での指導
- ・ 運転記録証明書の取得による事故歴・違反歴のチェック
- ・ フェリー乗船中など運行途中の休息期間中における飲酒の禁止
- ・ 手紙・チラシ等による従業員の家族への呼びかけ

●アルコールが検知されれば 程度を問わず乗務禁止!!

アルコール検知器でアルコールが検知されたときは、罰則の基準未満(呼気中アルコール濃度0.15mg/l未満)であっても、必ず乗務禁止とします。

「酒気を帯びた状態」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する呼気中のアルコール濃度0.15mg/lであるか否かを問わないという点に留意する必要があります。(罰則基準未満でも、酒気があれば道路交通法第65条第1項による「酒気帯び運転」となり違反行為です。)

飲酒運転に対する罰則

事故を起こさなくても違反だけで

(道路交通法)

酒酔い運転

- 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
* 免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

酒気帯び運転

- 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき
0.25mg以上

25点

免許取消し
(欠格期間2年)

呼気1リットルにつき
0.15mg以上0.25mg未満

13点

免許停止
(90日)

*上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

(自動車運転死傷行為処罰法)

危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役

負傷事故 → 15年以下の懲役

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 15年以下の懲役

負傷事故 → 12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると

7年以下の懲役もしくは禁錮
又は100万円以下の罰金

飲酒運転に対する行政処分

事業停止
車両使用停止処分

運転者が飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車
再違反 200日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して
14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して
7日間の事業停止

事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して
3日間の事業停止

飲酒運転防止対策のすすめ方

アルコール検知器の使用の徹底

点呼の実施とアルコール検知器の使用

点呼執行体制の強化

- ・運行管理者と補助者との連携体制の確立による厳正な点呼の実施
- ・点呼執行場所の照明等の環境の改善

<参考>

- ◎アルコール検知器備え義務違反
- 検知器の備えなし（備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えつけていない場合をいう）
 - ・初違反 60日車
 - ・再違反 120日車

乗務開始前の点呼[※]

- ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認
- ・対面距離等を見直し、顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認
- ・ドライバーからの自主申告の徹底（飲酒の有無や量、飲酒後経過時間、睡眠状況、体調等）

<参考>

- ◎アルコール検知器の常時有効保持義務違反
- 常時有効保持義務違反とは
 - ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。
 - ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。
 - ・初違反 20日車
 - ・再違反 40日車

- ・対面点呼ができない場合は、ドライバーにアルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、酒気の有無の測定及び結果を報告させることの徹底

酒気が確認された者の乗務禁止

「酒気を帯びた状態」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する呼気中のアルコール濃度0.15mg/lであるか否かを問わない。

乗務終了後の点呼[※]

- ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認
- ・対面による顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認

酒気が確認された者への社内規定に基づく厳正な処分

※乗務開始前・終了後のいずれも対面点呼ができない場合は、乗務の途中に「中間点呼」を実施し、アルコール検知器による酒気の有無の測定及び結果の報告をさせる。

アルコール検知器の設置

- 営業所ごとにアルコール検知器を設置する。
 - 対面点呼ができない場合等に備えて、必要に応じて携帯型アルコール検知器を備え置くか、又は事業用自動車に設置する。
 - アルコール検知器は、呼気中のアルコールの有無や濃度を検知し、警告音、警告灯、数値等で示すものを備え付ける。
- ※アルコールを検知して原動機が始動できないようにする機能（アルコールインターロック）を有するものを含む。

アルコール検知器の保守管理

アルコール検知器を常に正常に維持し、故障等のないよう保守管理するために次のことを実施する。

●毎日確認する事項

- ・アルコール検知器の電源が確実に入ること。
- ・アルコール検知器に損傷がないこと。

●少なくとも1週間に1回は確認する事項

- ・確実に酒気を帯びていない者がアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。
- ・アルコールを含有する液体又はそれをうすめたものを口内に吹きかけてアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。
- アルコール検知器を運転者に携行させるか、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、上記の事項のいずれも運転者の出発前に行う。

働き方改革関連各法律の施行期日等について

(公社)全日本トラック協会

法律・内容		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和1年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
労働基準法	時間外労働の上限規制(年720時間)の適用【一般則】		4月1日 から 大企業に 適用	4月1日 から 中小企業に 適用	→			
	時間外労働の上限規制(年960時間)の適用【自動車運転業務】	<p>※衆議院の附帯決議において、「自動車運転業務については、長時間労働の実態があることに留意し、改正法施行後5年後の特例適用までの間、過労死の発生を防止する観点から改善基準告示の見直しを行うなど必要な施策の検討を進めること」とされた。</p> <p>※参議院の附帯決議において、「自動車運転業務については、過労死等の防止の観点から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の総拘束時間等の改善について、関係省庁と連携し、速やかに検討を開始すること」とされた。</p>						4月1日 から適用
	年休5日取得義務化		4月1日 から適用	→				
	月60時間超の時間外割増賃金率引上げ(25%→50%)の中小企業への適用						4月1日 から適用	→
パートタイム労働法・労働契約法	同一労働 同一賃金(※)			4月1日 から 大企業に 適用	4月1日 から 中小企業に 適用	→		
労働者派遣法	同一労働 同一賃金(※)			4月1日 から適用	→			

※①短時間・有期雇用労働者に関する正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化、②派遣労働者について、派遣先の労働者との均等・均衡待遇の確保、③短時間・有期雇用・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由に関する説明を義務化 等

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和1年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」(関係省庁連絡会議)	<p>①2023年度(令和5年度)末までのできるだけ早い時期に、全事業者が改善基準告示に規定する1ヵ月の拘束時間の限度及び休日労働の限度に関する基準を遵守</p> <p>②2024年度(令和6年度)末までのできるだけ早い時期に、全事業者の全ドライバーの時間外労働が年960時間以内</p> <p>長時間労働を是正し、生産性向上を促進するため、労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、取引環境の適正化を柱とした環境整備等を実施</p>						
「トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン」(全ト協)	2023年度(令和5年度)末までに、時間外労働年960時間超のトラックドライバーをゼロに						

労働基準法

改正内容（時間外労働の上限規制）

（大企業：2019年4月～、中小企業：2020年4月～）

これまでの限度基準告示による上限は、罰則による強制力がなく、また特別条項を設けることで上限無く時間外労働を行わせることが可能となっていました。今回の改正によって、罰則付きの上限が法律に規定され、さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回るこのできない上限が設けられます。

Point 1

時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回るこのできない上限が設けられます。

- 今回の改正によって、法律上、時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができなくなります。
- 臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。
 - 時間外労働が年720時間以内
 - 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内
 - 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度

Point 2

中小企業への上限規制の適用は1年間猶予されます。

- 上限規制の施行は2019年4月1日ですが、中小企業に対しては1年間猶予され2020年4月1日からとなります。
- 中小企業の範囲については、「資本金の額または出資の総額」と「常時使用する労働者の数」のいずれかが以下の基準を満たしていれば、中小企業に該当すると判断されます。なお、事業場単位ではなく、企業単位で判断されます。

業種	資本金の額または出資の総額	常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	または 100人以下
その他 (製造業、建設業、運輸業、その他)	3億円以下	300人以下

Point 3

上限規制の適用が猶予・除外となる事業・業務があります。

- 以下の事業・業務については、上限規制の適用が5年間猶予されます。

事業・業務	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予後の取扱い (2024年4月1日以降)
自動車運転の業務	上限規制は適用されません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。 ● 時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 月100時間未満 ✓ 2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。 ● 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。

年5日の年次有給休暇の確実な取得（2019年4月～）

2019年3月まで

年休の取得日数について
使用者に義務なし

2019年4月から

年5日の年休を労働者に取得させることが使用者
の義務となります。
(対象：年休が10日以上付与される労働者)

Point

1

対象者

年次有給休暇が10日以上付与される労働者が対象です。

- 法定の年次有給休暇付与日数が10以上の労働者に限ります。
- 対象労働者には**管理監督者**や**有期雇用労働者**も含まれます。

Point

2

年5日の時季指定義務

使用者は、労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません。

Point

3

時季指定の方法

使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取しなければなりません。また、できる限り労働者の希望に沿った取得時季になるよう、聴取した意見を尊重するよう努めなければなりません。

Point

4

時季指定を要しない場合

既に5日以上の子年次有給休暇を請求・取得している労働者に対しては、使用者による時季指定をする必要はなく、また、することもできません。

Point

5

年次有給休暇管理簿

使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

Point

6

就業規則への規定

休暇に関する事項は就業規則の絶対的記載事項（労働基準法第89条）であるため、使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載しなければなりません。

改善基準告示の概要

改善基準告示は、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図るため、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準を定めたものです。

トラック、タクシー、バスの運転者ごとに改善基準が定められています。

ここでは、トラック運転者の改善基準について説明します。その内容は、**拘束時間**、**休息期間**、**運転時間等**についての基準から構成されています。

1 拘束時間

拘束時間は、トラック運転者の始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間（手待ち時間を含む）と休憩時間（仮眠時間を含む）の合計時間をいいます。その基準は下の表のとおりです。

なお、労働時間には、時間外労働時間と休日労働時間が含まれますので、その時間数・日数をできるだけ少なくして、改善基準告示に定める拘束時間内の運行、休息期間の確保に努める必要があります。

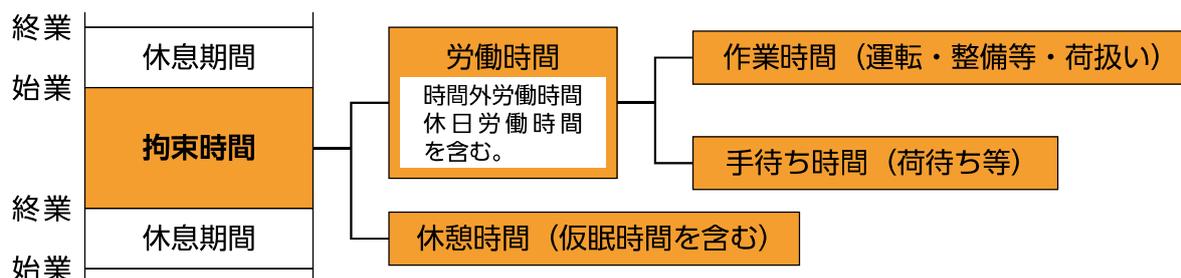
2 休息期間

休息期間とは、勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。その基準は下の表のとおりです。

3 運転時間

トラックの1日の運転時間や連続運転時間等に関する基準があります。その基準は下の表のとおりです。

これらの関係を図示すると次のとおりです。



◆ 改善基準

項目	基準
拘束時間	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 1ヶ月 293 時間 (労使協定があるときは、1年のうち6箇月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲において320時間まで延長可) ◆ 1日 原則 13時間 最大 16時間 (15時間超えは1週2回以内)
休息期間	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 継続 8時間以上 ◆ 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。
拘束時間・休息期間の特例	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 分割休息期間、2人乗務、隔日勤務及びフェリー乗船の場合には、特例がある。
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 2日平均で1日当たり9時間 ◆ 2週平均で1週間当たり44時間
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 4時間以内 (運転の中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要)

「トラック事業における総合安全プラン2020」 目標達成に向けた取組み

平成29年9月

国交省

目標

全ト協

■事業用自動車総合安全プラン2020

区分	平成28年実績(参考)	令和2年目標
交通事故死者数	363人	235人以下
人身事故件数	33,336件	23,100件以下
飲酒運転事故件数	54件	飲酒運転ゼロ

■トラック事業における総合安全プラン2020

区分	平成28年実績(参考)	令和2年目標
交通事故死者数	270人	200人以下
人身事故件数	14,600件	12,500件以下
飲酒運転事故件数	37件	飲酒運転ゼロ

当面の重点削減目標と具体的促進策

死亡事故件数に係る新たな数値目標(重点削減目標)の設定

- 事業用トラックを第一当事者とする死亡事故件数を車両台数1万台当たり「1.5」件以下とし、各都道府県(車籍別)の共有目標とする。

重点削減目標に向けた具体的促進策

- 事業用トラック重点事故対策マニュアルに基づいた各種セミナーの開催・受講の促進
- 飲酒運転撲滅運動の推進
- ドラレコ及びデジタコ等安全管理機器のより積極的な導入の促進

トラック事業における目標達成に向けた取組み内容

1. 行政・事業者の安全対策の一層の推進と利用者を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築

- 運輸安全マネジメントについて、官民一体で取り組む普及・啓発活動の推進。
- 交通事故防止の意識の高揚を目的とした「トラック追突事故防止マニュアル活用セミナー」、「交差点事故防止マニュアル活用セミナー」、「ドライブレコーダ活用セミナー」の全国各地での開催。
- 都道府県協会における初任運転者教育の充実、安全運転研修に対する助成の実施等。
- 運転技術、安全意識向上を目的とした、トラックドライバー・コンテストの実施。
- 「正しい運転・明るい輸送運動」「年末年始の輸送等に関する安全総点検」等、各種事故防止キャンペーンの実施および、事故防止コンクール(運転経歴証明書取得)の全国展開。
- Gマーク制度および引越安心マーク制度の普及促進。
- 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」の開催。
- 「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」の推進。

2. 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶

- 飲酒運転撲滅運動の推進。
- 「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した飲酒運転撲滅の啓発。

3. 自動運転、ICT等新技術の開発・利用・普及の推進

- 衝突被害軽減ブレーキ等のASV関連機器、運行記録計、ドライブレコーダ等の運行管理・支援機器の普及拡大の促進。
- 衝突被害軽減ブレーキ装置を導入した都道府県トラック協会の会員事業者(中小企業者)に対する導入助成。

- 高度なIT点呼システムの構築と普及拡大および、高機能アルコールチェッカーの活用、推進。
- 「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」の実施。
- ドライバーの睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成事業の実施。

4. 超高齢社会を踏まえた高齢者事故の防止対策

- 高齢歩行者が事故被害者となる事故実態の関係者への周知徹底。
- 高齢歩行者特有の行動(昼間の交差点及び夜間の道路横断)の啓発活動。
- 事業用トラックドライバーに対する高齢歩行者早期認知の呼びかけ。
- 交差点通過時における車両周辺歩行者等の安全確認の励行。

5. 事故関連情報の分析等に基づく特徴的な事故等への対応

- ◆死亡事故件数を各都道府県(車籍別)の共有目標とした取り組みの促進
- 事業用トラック事故対策マニュアル(追突・交差点)の策定および、対策セミナー開催・受講の促進。
- ◆事故分析及び有効な事故防止対策の検討・活用
- 車籍別、発生地域別、車両区分別、道路区分別等、詳細な事故分析手法への見直しおよび迅速かつ効果的な検証による新たな対策の樹立。
- 交通事故の種類・類型等の詳細分析による傾向と対策の実施。
- ◆ドラレコ映像等の情報を活用した運転特性の確認、指導監督の徹底
- 「ドラレコ導入の手引き」、「ドラレコ活用マニュアル」、「ヒヤリハット集」の製作とホームページ公表。
- ドライブレコーダー・車載カメラ搭載車(左折巻き込み事故防止対策)への助成事業の実施。

平成30年の交通事故統計分析結果

～車籍別・事業用トラックが第1当事者となった死亡事故～

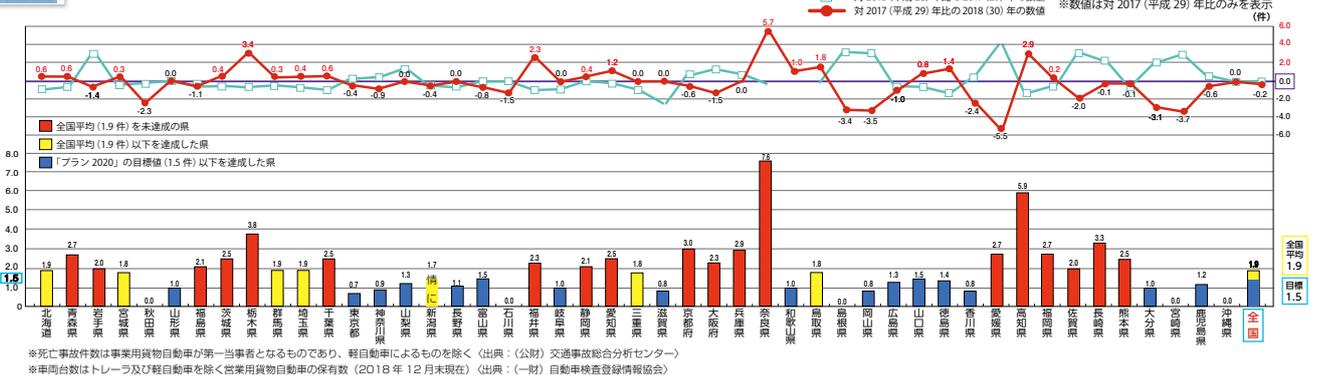


全日本トラック協会は、事業用トラックが第1当事者となった死亡事故件数を、都道府県ナンバー別(車籍別)に1万台当たりの数値に換算し、平成27年から平成30年の4か年の推移を示したデータを公表した。

平成30年においては、奈良県ナンバーの1万台当たりの数値が、「7.6」と全国でワースト1の数値となり、喫緊の課題として交通事故防止対策に取り組む必要があります。

車籍別

車両1万台当たりの死亡事故件数



交差点事故を撲滅するための安全行動



1 交差点進入前に安全確認する



2 適切な軌跡で右折する・左折する



3 交差点内 (特に横断歩道手前) で安全確認する

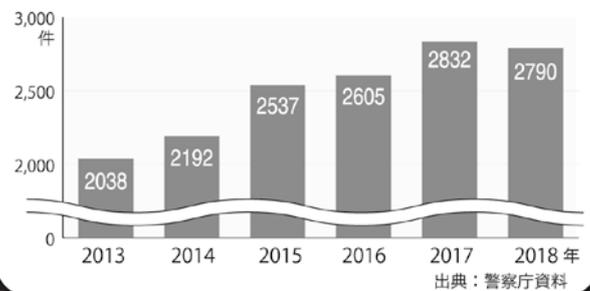


運転中のスマホ・
カーナビ等の使用・注視を

厳罰化!

12月1日施行
スマホ・カーナビ等を
使用・注視する
「ながら運転」の
罰則が強化されます。

携帯電話使用等に起因する交通事故件数



運転中に
通話や画像注視を
した場合

改正後(大型車)
6月以下の懲役
または
10万円以下の罰金
反則金
2万5千円(大型車)
違反点数3点

携帯電話使用等(保持)
①通話(保持) ②画像注視(保持)

現行(大型車)
罰則:5万円以下の罰金
反則金:7千円
違反点数:1点

「ながら運転」で
交通の危険を
生じさせた場合

改正後(大型車)

1年以下の懲役
または
30万円以下の罰金
直ちに刑事手続きへ
違反点数6点

現行(大型車)
罰則:3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金
反則金:1万2千円
違反点数:2点

携帯電話使用等(交通の危険)
①通話(保持) ②画像注視(保持) ③画像注視(非保持)
することによって交通の危険を生じさせる行為

● 貨物自動車運送事業輸送安全規則等に基づく貨物自動車運送事業者が備え置くべき帳票類等一覧

区分	様式 ダウンロード	帳票類	概要等	保存期間
帳票類の整備、報告等	●	事故記録の作成・保存	当該事故が発生した場合、30日以内に記録を作成	当該事故発生後3年間
		事故報告書の提出	自動車事故報告規則第2条に規定する事故が発生した場合、30日以内に運輸支局に提出	当該事故発生後3年間
	●	運転者台帳の作成	運転者毎に必要な事項を記載した台帳（写真貼付）を作成し、営業所に備え置く	常時備え付け及び 運転者でなくなった日から3年間
		車両台帳の作成	営業所に配置する車両の検査証の写し及び自賠責保険の写しを備え置く	常時備え付け
	●	事業報告書の届出	毎事業年度の経過後、100日以内に運輸支局に届出	
	●	事業実績報告書の届出	前年4月1日から3月31日までの実績を毎年7月1日迄に運輸支局に届出	
運行管理等	●	運行管理規程の作成	運行管理者が、的確かつ円滑に事業用自動車の安全の確保に関する業務を行うために、運行管理者の職務や権限、事業用自動車の運行の安全に関する規程を作成	常時備え付け
	●	運行管理者選任届	選任又は解任後、概ね7日以内に運輸支局に届出	常時備え付け
		運行管理者の研修の受講	選任した年度は必ず受講、その後2年に1回の受講	
	●	運行計画表（勤務割表）の作成	休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、改善基準告示に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させる	常時備え付け
	●	点呼の実施及び記録・保存	運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。）により点呼を行い、報告を求め、及び確認を行い、並びに運行の安全を確保するために必要な指示を与え、常時アルコール検知器の有効を保持する	1年間
	●	乗務等の記録・保存	乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに必要事項を記録	1年間
		運行記録計の活用及び記録・保存	運転者の乗務について、事業用自動車（車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上）の瞬間速度、運行距離及び運行時間を記録	1年間
	●	運行指示書の作成・保存	乗務前、乗務後点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者の運行ごとに、必要事項を記載した運行指示書を作成し、運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者に携行させる	1年間
	●	乗務員への指導・監督の実施及び記録・保存	国土交通省告示1366号に基づく教育の実施	3年間
	●	特定運転者の指導・監督の実施	初任・適齢（65歳以上）・事故惹起運転者への指針に基づく教育の実施	3年間
		特定運転者の適性診断の受診及び保存	初任・適齢（65歳以上）・事故惹起運転者の受診	3年間
車両管理等	●	整備管理規程の作成	整備管理者の義務として掲げる事項の執行に関する規程を作成	常時備え付け
	●	整備管理者選任届	選任又は変更後、15日以内に運輸支局に届出	常時備え付け
		整備管理者の研修の受講	選任した年度の翌年度の末日までに受講、その後2年に1回の受講	
	●	日常点検の実施及び記録・保存	自動車点検基準に基づく点検の実施	1年間
	●	定期点検整備の実施及び記録・保存	3ヵ月点検記録簿及び12ヶ月又は24ヶ月点検記録簿への記録	1年間
労基法等	●	就業規則の作成	常時10人以上の従業員を使用する使用者は、管轄する労働基準監督署への届出	常時備え付け
	●	36協定の届出	時間外労働、休日労働がある使用者は、毎年1回管轄する労働基準監督署への届出	完了の日（有効期間満了の日）より3年間
		健康診断の受診	雇入れ時の健康診断、定期健康診断は年1回、但し深夜労働者（22時～翌日5時）は年2回の受診	5年間
法定福利費		労災保険・雇用保険への加入	労働者を1人でも雇用していれば加入	労働保険：完了の日より3年間又は4年間 （労災保険：完了の日より3年間 雇用保険：完了の日より2年間又は4年間）
		健康保険・厚生年金保険への加入	法人事業所及び常時5人以上の従業員を使用している個人事業所は加入	健康保険：完了の日より2年間 厚生年金保険：完了の日より2年間

● 印は、(公社) 奈良県トラック協会ホームページより、ダウンロードできます。